

岩手県告示第42号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年1月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人日本特定労働者派遣協会
 - (2) 代表者の氏名 二宮嘉延
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県滝沢市鶴飼諸葛川24番地5
- 3 定款に記載された目的 この法人は、多様化する労働市場のニーズに積極的に対応すると共に、労働者派遣という公共性の極めて高い事業の適正な運営に、強い正義感を持って臨み、雇用創出・確保のために、能力開発教育・研修及び資格取得支援セミナーなどを通じて、雇用流動化に伴う労働スキルのミスマッチ防止に努め、日本経済の揺るぎない発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。